

2016

創立30年のあゆみ

公益社団法人
札幌公共嘱託登記
土地家屋調査士協会

目 次

30周年記念式典「式 辞」

公益社団法人 札幌公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理事長 前 田 登輝夫 …… 2

30周年を祝して

札幌法務局長 喜 多 剛 久 …… 4

北海道用地対策連絡協議会常任幹事

(北海道開発局開発監理部用地課長) 山 越 祐 二 …… 5

北海道知事 高 橋 はるみ …… 7

札幌市長 秋 元 克 広 …… 8

札幌土地家屋調査士会会長 桑 田 毅 …… 9

祝 辞

全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会

会長 倉 富 雄 志 …… 10

創立30周年記念式典記念講演会 …… 12

札幌公嘱協会の概要 …… 14

札幌公嘱協会設立から30年のあゆみ …… 15

札幌公嘱協会事業収入の推移・歴代役員、事務職員 …… 20

業務啓発活動官公署一覧 …… 22

新たな公益社団法人へ …… 23



30 周年記念式典 「式 辞」

公益社団法人 札幌公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理事長 前 田 登輝夫

公益社団法人札幌公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、昭和 60 年設立以来、30 周年の節目を迎えた事となりました。式典開会にあたり、協会を代表しまして一言ご挨拶申し上げます。さわやかな初夏を迎えようとする季節になりました。

本日、社員の皆様には何かとお忙しい中、多くのご出席を頂き誠にありがとうございます。

また、ご来賓として

北海道用地対策連絡協議会常任幹事、北海道開発局開発監理部用地課長 山越祐二 様

全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会会長 倉富雄志 様

札幌土地家屋調査士会会長 桑田 毅 様

を始め、多くの皆様のご臨席を賜りましたこと衷心より御礼申し上げます。

さて、皆様ご承知のとおり公嘱制度につきましては、昭和 60 年の土地家屋調査士法の一部改正により、官公署その他政令で定める公共の利益となる事業に関して行う者による不動産の表示に関する登記に必要な調査、若しくは測量又は登記の嘱託、若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、法務大臣認可の旧民法第 34 条の規定により全国 50 の公嘱協会が設立されました。

札幌協会におきましても、昭和 60 年 12 月 12 日、故 村本好志 初代理事長のもと「社団法人 札幌公共嘱託登記土地家屋調査士協会」として設立され、その後公益法人制度改革関連法のひとつである公益社団・財団法人の認定等に関する法律に基づき平成 25 年 3 月 19 日北海道知事の認定を受け、同年 4 月 1 日移行登記を完了し、「公益社団法人 札幌公共嘱託登記土地家屋調査士協会」として新たな公益法人に組織変更され現在に至っております。

この間、札幌法務局、北海道開発局、北海道、札幌市など数多くの関係官公署からのご理解とご協力のもと、多大なるご鞭撻、ご支援を頂きましたこと、また札幌土地家屋調査士会、札幌土地家屋調査士政治連盟におかれましては、土地家屋調査士制度及び公嘱制度発展の為に、深いご理解とご尽力を頂きましたことに対しまして、この場をお借りしまして深く感謝申し上げます。更には、これまで協会運営、業務に携わって来られました歴代理事長を始めとする役員、社員の皆様に対し深い感謝の念と敬意を表したいと思っております。

公嘱協会の受託業務につきましては、国による構造改革と同時に社会環境の変化により、透明性のある発注形態が求められる中、随意契約方式から入札による契約方式に変化してきたことも事実であります。

現在においても同様であります。公益法人としての使命感をもった対応が肝要であり、その中で土地家屋調査士の専門的能力を生かすべき独自性を持った事業活動を行うことが必要であるとの認識をしております。

協会に課せられた事業は、一つとして法定事業の公益目的事業たる公共嘱託登記に係る受託事業。二番目として関連事業としての法14条第1項登記所備付地図作成事業、地籍調査事業等、地図整備の促進などに係る受託事業。そして三番目として、登記基準点設置事業・官公署等の担当職員や一般の方々を対象とした研修会等の開催など土地の境界及び公共嘱託登記に関する知識の普及啓発事業等による自主事業の三つの柱が公嘱協会の行う事業としての位置付けがなされております。

これら公嘱協会が行う事業を通じ、不動産に係る国民の権利の明確化に寄与するとともに、官公署に対しましても公益法人たる公嘱協会の持つ組織力を最大限に発揮し、将来にわたり信用力、信頼性の維持・向上に努めて参りたいと思いますので、今まで以上のご協力、ご支援、ご鞭撻を賜りたくお願い申し上げます。

札幌公嘱協会が30年を迎えたことにより、これまでの歩みを振り返り、本年を新たなスタートとし、夢ある土地家屋調査士の未来と、更なる発展を念じるものであります。

最後になりますが、本日ご臨席を賜りました皆様のご発展とご健勝を祈念するとともに、今後も札幌公嘱協会に対しまして、ご指導、ご協力とご支援を賜りますよう今一度お願い申し上げ、30周年記念の式辞といたします。



30 周年を祝して

札幌法務局長 喜 多 剛 久

公益社団法人札幌公共嘱託登記土地家屋調査士協会が創立 30 周年を迎えられたことを心からお慶び申し上げますとともに、これまで貴協会の発展に尽力されてこられました役員並びに社員の皆様方の御熱意と御努力に対しまして、深く敬意を表する次第であります。

公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、昭和 60 年の土地家屋調査士法の一部改正により法務大臣が認可する公益法人として設立できることとなり、貴協会は、同年 12 月に社団法人として設立されたものです。設立の目的は、社員の専門的能力を結合し、官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査・測量、又はその登記の嘱託手続等を適正かつ迅速に処理することにより、公共事業の円滑な実現を図り、それによって登記制度の信頼性を高め、国民の権利の明確化に寄与することにあります。その後、貴協会の事業の公益性が認められ、平成 25 年 4 月に公益社団法人として認定され、今日に至っております。貴協会におかれましては、このような公益目的を踏まえ、これまで培ってこられた豊富な経験と実績をいかんなく発揮され、貴協会に対する国民の信頼がより一層確固たるものとなりますよう期待しております。

さて、法務局において従来から進めてきました地図整備事業については、平成 15 年 6 月、内閣に設置された都市再生本部において「民活と各省連携による地籍整備の推進」の方針が打ち出されたことを契機に、いわゆる「骨太の方針」2004 以降、政府の経済財政改革の基本方針に毎回盛り込まれ、本年 6 月 2 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2016」及び「日本再興戦略・改訂 2016」においても、登記所備付地図の整備の推進が盛り込まれるなど、近年特に、その重要性が広く認識され、各方面から高い注目を集めております。

札幌法務局におきましては、貴協会と連携して、登記所備付地図作成作業を実施しているところであり、本年度は、恵庭出張所管轄の千歳市川南地区で二年目作業を実施しておりますほか、大都市の枢要部における地図作成作業として、札幌市中央区南 3・4 条において二年目作業を実施しております。

一方、筆界特定制度が平成 18 年 1 月に施行されてから、本年は、10 年が経過した節目の年になりますが、札幌法務局ではこれまで約 270 件の申請を受理しています。本制度の適正・円滑な運用は、登記所備付地図作成作業と並び法務局に課せられた最重要課題でありますので、今後とも筆界特定制度の発展と円滑な運用につぎまして、御理解と御協力をお願いいたします。

申し上げるまでもなく、法務局が取り組んでおります様々な施策は、登記制度を支えていただいている貴協会の役員並びに貴協会の社員である土地家屋調査士の皆様との連携・協力関係がなければ、到底実現できないものですので、今後とも引き続き、法務局に対する御支援と御協力をお願い申し上げます。

結びに、改めまして、貴協会の創立 30 周年を心からお慶び申し上げますとともに、貴協会のますますの御発展と、役員並びに社員の皆様方の一層の御活躍を祈念申し上げまして、お祝いの言葉とさせていただきます。



30 周年を祝して

北海道用地対策連絡協議会常任幹事

(北海道開発局開発監理部用地課長) 山 越 祐 二

本日の式典に当たりまして、北海道用地対策連絡協議会を代表しまして、一言ご挨拶申し上げます。

まずは、札幌公共嘱託登記土地家屋調査士協会創立三十周年記念式典がご盛会に開催されましたことを心からお祝い申し上げます。貴協会が昭和 60 年に設立されて以来、私ども北海道用対連加入の各関係機関の公共・公益事業の推進に当たり、嘱託登記事務を通じまして多大なご支援・ご協力をいただいておりますことに、この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

さて、最近の経済情勢について見ますと、長引くデフレからの早期脱却と日本経済の再生に向けて、政府として様々な施策が実施されているところですが、企業収益や雇用情勢の改善などを背景に、長らく足踏み状態が続いた景気も緩やかな回復基調にあるといわれております。

また、本道経済に目を向けますと、個人消費の持ち直しとともに、雇用情勢に改善が見られるなど、緩やかな回復基調が続いております。アジアの人々を中心とした道内への外国人観光客の増加といった観光面での明るさが見られるとともに、今年 3 月に開業を迎えた北海道新幹線による経済効果なども期待されているところです。

このような中、本年度の北海道開発予算につきましては、3 月に策定されました「新たな北海道総合開発計画」の初年度の予算であり、新計画の主要施策である「人が輝く地域社会の形成」、「世界に目を向けた産業の振興」及び「強靱で持続可能な国土の形成」が重点目標に掲げられ、一般公共事業費である北海道開発事業費で 5,313 億円が計上されました。このことから北海道の強みである「食」や「観光」関連分野などにおける成長・活性化の流れを伸ばすとともに、国際競争力の強化、国土強靱化等に資するストック効果の高い生産基盤、物流・人流基盤、生活基盤などの社会基盤の整備を進めていくことになります。公共事業につきましては、限られた予算の中、従来にも増して重点的かつ効率的な事業実施が必要であるとともに、事業効果の早期発現がより一層求められているところです。これに伴い、用地取得事務におきましても、事業効果の早期発現のため用地取得の迅速化・効率化が求められるとともに、業務の円滑化や用地ストックの確保は重要となっています。

また、九州地方では今なお「熊本地震」が続いておりますが、近年全国的に災害が頻発する中、道路・河川等インフラの復旧に向けた早急な用地の確保など、更なる迅速化・効率化が要求されているところであります。

一方、土地等に係る権利関係はこれまで以上に多様化・複雑化しており、中でも筆界未定地や地図混乱地の対応などは、用地取得の遅延をもたらす要因ともなっております。このような状況において、国土交通省においては、平成 28 年度予算より、社会資本整備総合交付金の対象事業として、「社会資本整備円滑化地籍整備事業」を加えることとしました。

社会資本整備を計画している地域において、事前に土地の権利関係を明確にすることで、用地取得の円滑化などによる事業効果の早期発現や 事前防災・減災対策に資するものと考えています。

また、開発局がもつ用地対策連絡協議会のネットワークを活用し、開発局のノウハウ・経験を地方公共団体事業においても活かすことにより、「社会資本整備事業と連携した地籍整備」をさらに促進するべく平成 29 年度に向けて組織を整備したいと考えております。

地籍整備を迅速かつ効率的に進めていくためには、登記の専門的知識を持つ貴協会社員の皆様方のご協力が不可欠でありますので、引き続き、北海道用対連に加入の各関係機関へのご支援・ご協力をお願い申し上げます。

結びになりますが、札幌公共嘱託登記土地家屋調査士協会の益々のご発展と、本日お集まりの皆様の益々のご健勝とご活躍を心から御祈念申し上げ、お祝いの言葉とさせていただきます。



30 周年を祝して

北海道知事 高 橋 はるみ

この度、札幌公共嘱託登記土地家屋調査士協会が創立 30 周年を迎えられたことを心からお祝い申し上げます。

貴協会におかれましては、昭和 60 年の創立以来、不動産の表示に関する登記に必要な調査・測量に多くの実績を重ねられ、高度な専門知識と技術をもって、適正かつ迅速に業務を処理することにより、道が実施している公共事業の円滑な推進に御協力をいただいていることに、厚く御礼申し上げます。

また、近年、公共事業への関心が高まる中、国民の権利意識の醸成が進み、不動産登記は権利を保全し明確化する極めて重要な役割を担っており、表示に関する登記の専門家である貴協会が、安定した国民生活に寄与する大変心強い存在となっていることに深く敬意を表します。

さて、道では全国を上回るスピードで進行している人口減少を克服するため、今後も誰もが安心して豊に暮らし続けることができるよう、『安心のまち・暮らし「住まいる北海道」』などの重点政策に全力を挙げて取り組んでいるところです。

また、3 月、道民の長年の悲願であった北海道新幹線が開業し、観光やビジネスなどの分野で東北地方や首都圏をはじめとした本州との交流が拡大することにより、地域経済の活性化が期待されており、札幌までの早期開業も見据え、道内各地に新幹線の開業効果を波及させていかなければならないと考えています。

一方、東日本大震災から 5 年が経過する中、近年は局地的な集中豪雨や 4 月に発生した熊本地震など、自然災害の激甚化が顕著となっており、道民の皆様が安全、安心に暮すことができるよう、災害に強い社会基盤の整備が急務となっています。

道といたしましては、将来への夢や希望に満ち、安心して住み続けられる北海道の実現に向け、必要とされる公共事業の円滑な実施に努めてまいりますので、今後とも貴協会の御支援、御協力をお願い申し上げます。

結びに、貴協会のますますの御発展と皆様の一層の御活躍を祈念し、お祝いの言葉とさせていただきます。



30 周年を祝して

札幌市長 秋 元 克 広

このたび、公益社団法人札幌公共嘱託登記土地家屋調査士協会におかれましては、めでたく創立 30 周年をお迎えなされたことに、先ず心よりお祝い申し上げます。

前田理事長をはじめ社員の皆様方におかれましては、日頃より登記事務の適正な処理を通じて、多大なご支援・ご協力をいただいておりますことに対し、この場をおかりいたしまして、厚くお礼を申し上げます。

さて、いま私どもを取り巻く社会状況の急速な変化は、市民のくらしや地域経済などに様々な影響を与えている状況にあります。

このような中にあっても、都市基盤の整備を通じて、市民の安全・安心で快適な生活を守るため、将来を見据えた効果的・効率的な事業の執行が求められております。

都市基盤整備事業に伴う不動産登記事務は、専門性の高い事務であると同時に、近年、特に不動産の権利関係も複雑で多様な傾向にありますことから、皆様方の存在は私どもにとりまして大いに心強いものとなっております。

皆様方を取り巻く環境も、益々厳しいものであると認識しておりますが、今後とも本市のパートナーとして、札幌市の街づくりに一層のお力添えをたまわりますよう心からお願い申し上げます。

最後になりますが、協会の益々のご発展と、社員の皆様方のご健勝とご活躍をご祈念申し上げまして、私のお祝いのご挨拶とさせていただきます。

本日は、誠におめでとうございます。



30 周年を祝して

札幌土地家屋調査士会会長 桑 田 毅

このたび、公益社団法人札幌公共嘱託登記土地家屋調査士協会が創立 30 周年を迎えられたことを心よりお祝い申し上げます。これまで、協会の発展にご尽力されてこられました役員ならびに社員の皆様の継続した努力の賜物と深く敬意を表するものであります。

また、平素より札幌土地家屋調査士会の会務運営に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。公嘱協会におかれましては、昭和 60 年の土地家屋調査士法の一部改正により創設されて以来、今日まで関係官公署等の深いご理解と支援の基、社員の皆様が長年かけて築かれた「地図と境界の専門家」としての職能と知見をもって、地図作成業務や登記嘱託業務等を通じて、公共事業の円滑な推進と安定した国民生活に寄与してきました。その後、平成 25 年度には公益認定を受け、公益社団法人として大きな舵を切って新たな組織として着実な歩みをされています。

公益の目的事業である法定事業、関連事業、自主事業を精力的に行い、特に「不動産に関する権利の明確化推進事業」では、不動産登記法第 14 条地区における基準点状況確認作業ほか各自治体への業務協力等幅広い事業を行われ、高い評価を得ているとお聞きしております。貴協会社員である土地家屋調査士の専門的知見、職能を活用し精度の高い地図を整備することは、災害の復旧、社会基盤の整備、境界紛争の予防などにも役立ち、国民の財産を守る重要な事業であり、又、登記事務の専門的知識等に於いても諸官庁の期待するところは大きいものと考えます。

特に、法務省の不動産登記法第 14 条地図作成作業に於いては、卓越した職能と技術力、知見を駆使して、ここ数年は毎回その境界確定率が 100%であり、作業の目的を充分達成して、発注者はもとより広く国民の期待に応えているものと考えます。

また、昨年度より札幌市内中心部において、「大都市における登記所備付地図作成作業」が行われており、本年度は 2 年目作業を迎え、素晴らしい成果を上げられるであろうと大いに期待しているところであります。

このたびの 30 周年は、人生でいえばまだ青年であり、今後、まだまだ無限の可能性を秘めているといえます。今後も、公益社団法人札幌公共嘱託登記土地家屋調査士協会が諸官庁並びに国民の利益に適う制度として、更に発展され公益社団法人としての目的を達成されるようご祈念申し上げます。

結びに、ご来賓の皆様、社員の皆様の尚一層のご健勝と今後のご活躍を心より祈念申し上げ、お祝いの言葉といたします。



祝 辞

全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会会長

倉 富 雄 志

公益社団法人札幌公共嘱託登記土地家屋調査士協会の設立 30 周年おめでとうございます。心よりお喜び申し上げます。

また平素は、私ども全公連の活動につきまして多大なるご支援とご協力を賜っておりますことに感謝申し上げます。

貴協会では、昭和 60 年、土地家屋調査士法第 63 条を根拠法として、土地家屋調査士の専門的能力を結合して、官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、旧民法第 34 条に規定する公益法人として設立されました。以後、現在に至るまで、公共嘱託登記事務を通じて、公共事業・公共工事の円滑で適正な実施に貢献されてきました。

そして、これまでの長年の公益活動が評価された結果、平成 25 年 4 月 1 日には、新たな公益社団法人として、無事移行されました。心よりお祝い申し上げます。

協会の主要な業務であります公共嘱託登記業務は、公共工事の前提として公共調達されますが、その担い手は土地家屋調査士、調査士法人、協会のみとされ、測量業者はもちろん土地家屋調査士が代表者である法人や土地家屋調査士が社員として勤務している法人も、法人として公共嘱託登記業務を受託・処理することは土地家屋調査士法違反業務であるとして禁止されています。

貴協会では、この法定業務であります公共嘱託登記業務を北海道道庁、札幌市役所を始め管内市町村のご理解の下、適切な提案と受託・業務処理により、確実に進歩しているとの情報にも接しており、益々のご発展を願って止みません。

とりわけ、貴協会が財政再建団体であります夕張市の再生・発展に大きく貢献しているとうかがわれ、今後の公益社団法人の一つのあり方として高く評価しております。

次に昨年度から従来の地図整備に加えて、大都市部札幌市で実施されています不動産登記法第 14 条第一項に基づく登記所備付地図作成作業について、貴協会の総力を挙げて従事されています。

不動産登記制度の根幹でもあります登記所備付地図を整備することにより、不動産登記事務の適正化と効率化を推し進めるとともに、豊かで安全な国民生活の確保と良好な環境を創出することに寄与することになります。

また、加えて地図整備事業は「地域における社会資本の整備事業」でもあり、その品質は、地図の適正利用・修繕・維持管理を通じて、現在及び将来までその品質を確保することが必要になります。

この任に当たるのは、法務局の職員とともに、地図作成とその維持管理に従事してこられました貴協会以外はありません。貴協会の益々の発展と中長期的な担い手であります土地家屋調査士・社員の育成と確保に万全を期すことを願っております。

今後とも、これまでの貴重な経験と実績を全国に発信いただき、全国の協会の先達として活躍されることを願っております。

結びに、貴協会の益々のご発展と、社員の皆様のご活躍を祈念いたしましてお祝いの言葉とさせていただきます。

立30周年記念式典・講演会

団法人 札幌公共嘱託登記土地家屋調査士協会



前田理事長式辞

創立 30 周年記念式典 記念講演会

平成 28 年 5 月 25 日 (水)
センチュリーロイヤルホテル

ご来賓



30 周年感謝状授与
楠 税 社員 (右)
加藤 隆 社員 (左)



全公連会長表彰
澤田 芳孝 社員

ご来賓祝辞



北海道用地対策連絡協議会
常任幹事 山越祐二 様



札幌市建設局管理部
維持担当部長 渡辺和俊 様



全国公共嘱託登記土地家屋
調査士協会連絡協議会
会長 倉富雄志 様



札幌土地家屋調査士会
会長 桑田 毅 様



公益社団法人 札幌公共嘱託登記土地家屋調査士協会

『創立30周年記念講演』 平成28年5月25日(水) 16:30～ センチュリーロイヤルホテル

『 RE START! More Challenge! 』

～ 夢を主語に、挑戦するまちへ ～

【 講 師 】

夕張市長
鈴木直道氏



○プロフィール

1981年3月14日生まれ 埼玉県三郷市出身
 1999年 東京都庁入庁
 2004年 法政大学法学部法律学科卒業(都庁に勤めながら4年間で卒業)
 2008年 夕張市へ派遣
 2010年 4月 東京都知事本局総務部より内閣府地域主権戦略室へ出向
 (同年、夕張市行政参与に就任)
 2010年11月 夕張市長選出馬の決意を固め東京都庁を退職
 2011年 4月 30歳1ヵ月(当時全国最年少)で夕張市長に就任
 2013年 3月 ダボス会議を開いている世界経済フォーラムが選ぶ2013年の「ヤング・グロー
 バル・リーダーズ(YGL)」に選出
 2014年10月 財務省・財政制度等審議会(財政制度分科会)に有識者として参加
 人口減少社会を見据えた夕張市での具体的な事例をもとに国へ各種提言を行う
 2015年 4月 夕張市長選挙当選(2期目)
 2015年11月 一般社団法人日本メンズファッション協会主催「第44回ベストドレッサ
 ー賞2015発表・授賞式」において、ベストドレッサー賞・政治部門を
 最年少、北海道内初で受賞

著書には『やらなきゃゼロ!』(岩波ジュニア新書)、『夕張再生市長 課題先進地で見えた「人口減少ニッポン」を生き抜くヒント』(講談社)がある。

※ 講師(鈴木夕張市長)が緊急公務と重なった場合、内容に変更があります。

※ 入場無料

※ お問い合わせ 公益社団法人 札幌公共嘱託登記土地家屋調査士協会
 札幌市中央区南5西6丁目8番地 晴れぼれビル8F
 TEL 011-232-5040 FAX 011-232-5044
 e-mail:satu@koushoku.jp URL:http://www.koushoku.jp/

記念講演会の
パンフレット

札幌公嘱協会の概要

■ 名称及び事務所

公益社団法人 札幌公共嘱託登記土地家屋調査士協会

札幌市中央区南4条西6丁目8番地 晴ればれビル8階

■ 設 立

昭和60年6月28日法律第86号

昭和60年12月12日設立許可

(平成25年4月1日公益社団法人移行)

■ 協会の目的

土地家屋調査士の専門的能力を結集し、官庁、公署のその他政令で定める公共の利益となる事業を行う者による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することにより、公共の利益となる事業の成果の速やかな安定を図り、登記に関する手続の円滑な実施に資し、不動産に係る国民の権利の明確化に寄与することを目的としています。

■ 社員の資格

協会の社員は、札幌法務局の管轄区域内に事務所を有する土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人でなければならない。(土地家屋調査士法第63条2項)

■ 社 員 数

142名(平成28年4月1日現在)

■ 札幌公嘱協会の業務

調査・測量(土地・建物) 土地建物の調査・測量・境界確定・地積測量
分割測量・地籍調査・基本地図整備作業
多角点管理

申請手続(嘱託登記) 土地―表題、分筆、合筆、地目変更、地図地積更正、滅失等の
登記手続
建物―表題、床面積変更・更正、分割、区分、滅失等の登記手続

審査請求 各種登記に係る審査請求の手続

札幌公嘱協会設立から 30 年のあゆみ

昭和60年

- 5 月 第102国会において土地家屋調査士法改正法成立
- 10月 設立総会 村本理事長就任
- 12月 法人設立許可（法務大臣） 法人設立登記（社員数225名）

昭和61年

- 5 月 第1 回定時総会（定山溪グランドホテル）

昭和62年

- 5 月 第2 回定時総会（調査士会会議室）
- 8 月 「協会ニュース」第1号発行
村本理事長逝去、都松理事長就任

昭和63年

- 3 月 社員研修会
「用地対策連絡協議会のしくみ」
「嘱託登記の特徴」
「協会業務の流れ」
- 4 月 森脇事務局長採用
- 5 月 第3 回定時総会（札幌第一ホテル）
司法書士協会と合同懇親会開催
- 6 月 中山事務局長退職

昭和64年（平成元年）

- 1 月 法務省民事局長より「地図整備の具体的推進方策」が示される
- 2 月 札幌市と「代行登記」協定締結
- 3 月 社員研修会
- 4 月 青砥事務員採用
札幌法務局法第17条地図作成作業契約（北区屯田地区）
- 6 月 第4 回定時総会（札幌第一ホテル）中屋敷理事長就任
- 7 月 発注官公署との事務打合せ会議

- 9 月 第4 回理事会において20条委員会設置

平成2年

- 2 月 実費弁償確認申請提出（札幌中税務署）
- 3 月 「法17条地図」引渡し式 札幌法務局長より感謝状授与
社員研修会
「公共事業における用地取得等の概要」
「公共嘱託業務の取り扱い」
- 5 月 第5 回定時総会（札幌第一ホテル）
- 6 月 法務大臣より感謝状授与
（法第17条地図作成作業に寄与：日調連40周年記念式典）
- 7 月 発注官公署との事務打合せ会議
札幌土地家屋調査士会法制定40周年記念式典
- 8 月 空知南出張所一筆対査作業契約

平成3年

- 3 月 社員研修会
「札幌市の市政概要」
「法務局地図整備作業と土地家屋調査士」
- 4 月 行政監査局の行政監査
- 5 月 森山札幌法務局長より「公嘱協会に対する嘱託登記の発注方について」の依頼文書を関係官庁へ発送
- 6 月 第6 回定時総会（札幌第一ホテル） 中屋敷理事長再選
- 7 月 発注官公署との事務打合せ会議
札幌法務局南出張所庁舎落成式
- 9 月 札幌法務局倶知安出張所庁舎落成式
室蘭土木現業所と日胆支所の事務打合せ会

平成4年

- 2 月 札幌法務局より「地籍図の拡大再製作業」

受託契約締結

- 3月 社員研修会「ハッとした話あれこれ」
- 4月 日本国有鉄道清算事業団との業務委託契約締結
- 5月 第7回定時総会（札幌第一ホテル）
- 7月 発注官公署との事務打合せ会議
- 9月 室蘭土木現業所と日胆支所の事務打合せ会
- 10月 札幌法務局「新土地建物実地要領」制定
神埼札幌法務局長に中屋敷理事長随行、
北海道知事、札幌市長、北海道開発局官房長
を訪問

平成5年

- 3月 社員研修会
「不動産表示登記に関する委託事務」
「地図整備作業とコンピューター化」
森崎事務局長退職
- 4月 塩崎事務局長採用
札幌市と「不動産表示に関する委託事務」
の協定締結
白石出張所「地図修正作業」契約締結
選挙管理委員会発足
- 5月 第8回定時総会（札幌第一ホテル）中屋敷
理事長再選
- 6月 札幌法務局室蘭支局合同庁舎落成式
- 7月 発注官公署との事務打合せ会議
西出張所「地図修正作業」契約締結
- 9月 地区担当者、配分委員、役員の合同懇談会
- 11月 室蘭土木現業所と日胆支所の事務打合せ会
- 12月 片山事務職員採用

平成6年

- 3月 札幌法務局岩内支局庁舎落成式
社員研修会
「道路管理センターとコンピューターマッピ
ング」
「登記事務のコンピューター化」
- 4月 源泉所得税徴収開始
札幌法務局と「法第17条地図作製作業」契
約締結

（札幌駅北口精度区分甲1）

- 5月 第9回定時総会（札幌後楽園ホテル）
- 6月 法第17条地図作製作業事務所開所式
- 7月 近畿ブロック協会役員との懇談会
発注官公署との事務打合せ会議
- 8月 法務省民事局長、法第17条地図作製作業視
察
- 11月 北海道用対連室蘭地区部会講演会
講師 田中支所長

平成7年

- 1月 社員研修会
「札幌法務局の地図整備について」
「GPSによる基準点測量について」
- 2月 実費弁償確認申請提出（札幌中税務署）
- 3月 「法第17条地図作製作業」成果品納入式
「法第17条地図作製作業」モニュメント除幕式
- 5月 第10回定時総会（札幌後楽園ホテル）
平岡理事長就任
- 6月 「法第17条地図作製作業」に伴う法務大臣の
感謝状伝達式
- 7月 発注官公署との事務打合せ会議
- 12月 畦地札幌法務局長より「嘱託登記の発注方
について」の依頼文を関係市町村へ送付

平成8年

- 1月 札幌中税務署経理事務調査
- 3月 社員研修会
「札幌市の都市計画と国際ゾーン計画」
「法務局地図整備作業の経過と取り扱い」
松山地方法務局登記官、愛媛協会役員が法
第17条地図作製作業視察
- 5月 第11回定時総会（札幌後楽園ホテル）
- 6月 協会創立10周年記念式典（センチュリーロ
イヤルホテル）

平成9年

- 1月 法務局地図修正契約（札幌法務局）
- 2月 地図再製作業成果品納品（札幌法務局苫小
牧支局）

- 3 月 地図再製作業成果品納品（札幌法務局室蘭支局）
- 4 月 札幌法務局南出張所地図整備作業打合せ会
- 5 月 法務局一筆対査作業請負契約（札幌法務局）
表示登記に関わる実務者会議（札幌市）
第12回定時総会（後楽園ホテル）
- 7 月 官公署との懇談会（センチュリーロイヤルホテル）
旭川会落成式
- 8 月 法務局基準点標識の復元作業契約締結

平成10年

- 2 月 札幌法務局地図再製作業契約締結
札幌法務局地図修正作業契約締結
- 4 月 地図整備ソフト開発打合せ
- 5 月 国土調査に係る基準点標識等の亡失調査の
依頼文持参
（北海道農政部地籍調査係）
第13回定時総会（札幌後楽園ホテル）
- 6 月 公嘱業務研究会議
「地図属性情報表作成業務」契約締結（札幌法務局）
栃木協会役員訪問
「基本地図一覧図等作成及び一筆対査作業」
契約締結（札幌法務局）
- 8 月 協会活用文書発送（道立高校及び大学38校）

平成11年

- 2 月 札幌法務局地図修正作業契約締結
- 5 月 第14回定時総会（札幌後楽園ホテル）
- 7 月 愛知協会来札による情報交換会
江別市契約（江別市）
- 8 月 パソコンセッティング作業
- 10月 苫小牧地図整備作業完了検査立会い
- 11月 函館協会法第17条地図作製作業関係視察
- 12月 札幌市研修会（札幌市役所）

平成12年

- 1 月 法務局地図整備作業契約締結
- 2 月 職員の退職金共済について協議（退職金共

済事業本部）
実費弁償確認業務の申請（札幌中税務署）

- 3 月 資料室改修による整理
- 4 月 苫小牧地図修正作業成果納入
法務局滝川支局一筆対査作業契約
- 5 月 第15回定時総会（札幌後楽園ホテル）
- 9 月 北海道農政部用地事務実務者研修会
- 11月 北海道知事へ要請文提出（北海道農政部農地調整課）

平成13年

- 1 月 地図整備作業契約締結（札幌法務局）
- 3 月 塩崎事務局長退職
- 4 月 吉水事務局長採用
- 5 月 第16回定時総会（調査士会大会議室）小岩
理事長就任
新旧役員役職引継ぎ
- 6 月 北公連監査（事務局）
竹川、中屋敷顧問へ委嘱状交付
- 7 月 全公連地図整備検討会（東京）
全公連法第17条地図作製作業意見交換会
（東京）
- 12月 片山（睦）事務職員採用

平成14年

- 2 月 国土地理院50周年記念講演
- 5 月 第17回定時総会（センチュリーロイヤルホテル）
- 8 月 ホームページ開設
- 12月 南空知出張所地図整備作業契約
室蘭支局地図整備作業契約

平成15年

- 3 月 越岡事務職員採用
- 4 月 山崎事務職員退職
福井地区法第17条地図作製作業契約（札幌法務局）
- 5 月 第18回定時総会（センチュリーロイヤルホテル）
- 10月 愛知県公嘱協会との懇談会

地図整備作業完了検査立会い

平成16年

- 1 月 室蘭支局地図整備作業契約
- 4 月 福井地区法第17条地図作製作業契約
岩見沢支局地図整備作業契約
吉水事務局長退職
田野事務局長採用
- 5 月 第19回定時総会（センチュリーロイヤルホテル）
- 8 月 千歳富岡地区地図整備地権者総会
- 9 月 千歳富岡地区地図整備作業計画
- 12月 札幌法務局静内出張所庁舎落成祝賀会

平成17年

- 2 月 福井地区法第17条地図成果品納入立会い
札幌法務局小樽支局庁舎落成式
千歳富岡地区筆界未定解消祝賀会
岩見沢支局地図整備検査立会い
不動産登記法改正
- 5 月 第20回定時総会（センチュリーロイヤルホテル）
- 8 月 さっぽろ境界問題解決センター設立記念式典
基礎資料収集業務希望調査票提出
（（独）都市再生機構東日本支社）
- 11月 福井信和社員法務大臣表彰祝賀会
あいち境界シンポジウム2005視察
全国理事長会議

平成18年

- 2 月 都市再生街区基本調査都道府県連絡調整会議
- 3 月 地図・境界シンポジウム2006（ライフオー
ト札幌）
- 5 月 第21回定時総会・創立20周年記念式典（セ
ンチュリーロイヤルホテル）
- 6 月 地図情報システム事前整備作業受託
- 7 月 日本郵政公社業務説明会
- 10月 日本高速道路保有・債務返済機構業務研修会

平成19年

- 1 月 登記所備付地図作成作業成果品引渡式
- 3 月 地図情報システム事前整備作業受託業務研
修会
地図・境界シンポジウム2007 協賛
- 4 月 地図情報システム事前整備作業説明会
- 5 月 登記所備付地図作成作業説明会
第22回定時総会（楠理事長就任）
- 9 月 事業拡大三者会議
- 10月 札幌市実務研修会講師派遣

平成20年

- 1 月 新年賀詞交歓会
- 3 月 ほっかいどう地図・境界シンポジウム2008
協賛
- 4 月 千歳市日の出地区地図整備作業打合せ
登記所備付地図作成作業打合せ
- 5 月 業務研修会
第23回定時総会（センチュリーロイヤルホ
テル）
- 10月 道有地確定測量・登記受託（勇払郡安平町
他）

平成21年

- 2 月 新公益法人制度説明会
ほっかいどう地図・境界シンポジウム2009
協賛
- 4 月 道有地確定測量業務関連打合せ
- 5 月 登記所備付地図作成作業説明会
第24回定時総会（センチュリーロイヤルホ
テル）
福岡事務局長就任
- 9 月 地図混乱地域の実態調査及び基準点設置作
業受託者説明会
3条業務受注に関する打合せ会

平成22年

- 3 月 ほっかいどう地図・境界シンポジウム2010
協賛
- 5 月 第25回定時総会（センチュリーロイヤルホ

テル)

10月 地籍シンポジウム2010 in Tokyo

平成23年

2月 公益法人移行に関して北海道公益認定等審議会に相談

ほっかいどう地図・境界シンポジウム2011
協賛

4月 農林水産省経営局構造改善課と国有農地測量・境界確定促進委託業務打合せ

6月 第26回定時総会（センチュリーロイヤルホテル）
前田理事長就任
役員研修会

12月 公益法人移行相談（北海道総務部行政改革局）
国有農地測量・境界確定促進事業業務打合せ

平成24年

1月 北海道分離発注業務打合せ
3月 国有農地測量・境界確定促進事業成果品点検作業・成果品発送作業

ほっかいどう地図・境界シンポジウム2012
協賛

6月 第27回定時総会（センチュリーロイヤルホテル）
前田理事長管内市町村訪問開始

7月 夕張市より感謝状（社会貢献事業完了）

9月 第1回臨時総会（公益法人移行について）

10月 国際地籍シンポジウムの台湾チーム登記所
備付地図作成現場視察

平成25年

1月 北海道総務部法人局と公益法人移行打合せ

2月 社員業務研修会

3月 前田理事長管内市町村訪問完了

4月 公益社団法人へ移行

5月 第28回定時総会（センチュリーロイヤルホテル）

農林水産省国有農地登記記録等確認委託事

業説明会

7月 登記備付地図作成作業（金山稲穂地区）入札説明会

9月 札幌国税局入札

12月 官公庁発注業務に関する打合せ会

平成26年

2月 「地図づくりシンポジウム in 岐阜」視察及び勉強会

4月 農林水産省国有農地登記記録等確認委託事業説明会

5月 第29回定時総会（センチュリーロイヤルホテル）

6月 東京航空局入札

7月 講演会『正確な地図づくりを考える』主催

8月 法14条地図作成作業（稲穂地区）受託

9月 北海道総務部法人局立入検査

12月 北海道財務局へ一般競争参加資格審査申請書提出

平成27年

1月 北海道厚生局へ一般競争参加資格申請書提出

3月 福岡事務局長退任

5月 会計検査院による会計検査受検
第30回定時総会（センチュリーロイヤルホテル）

8月 法14条地図作成作業（大都市・千歳市）受託

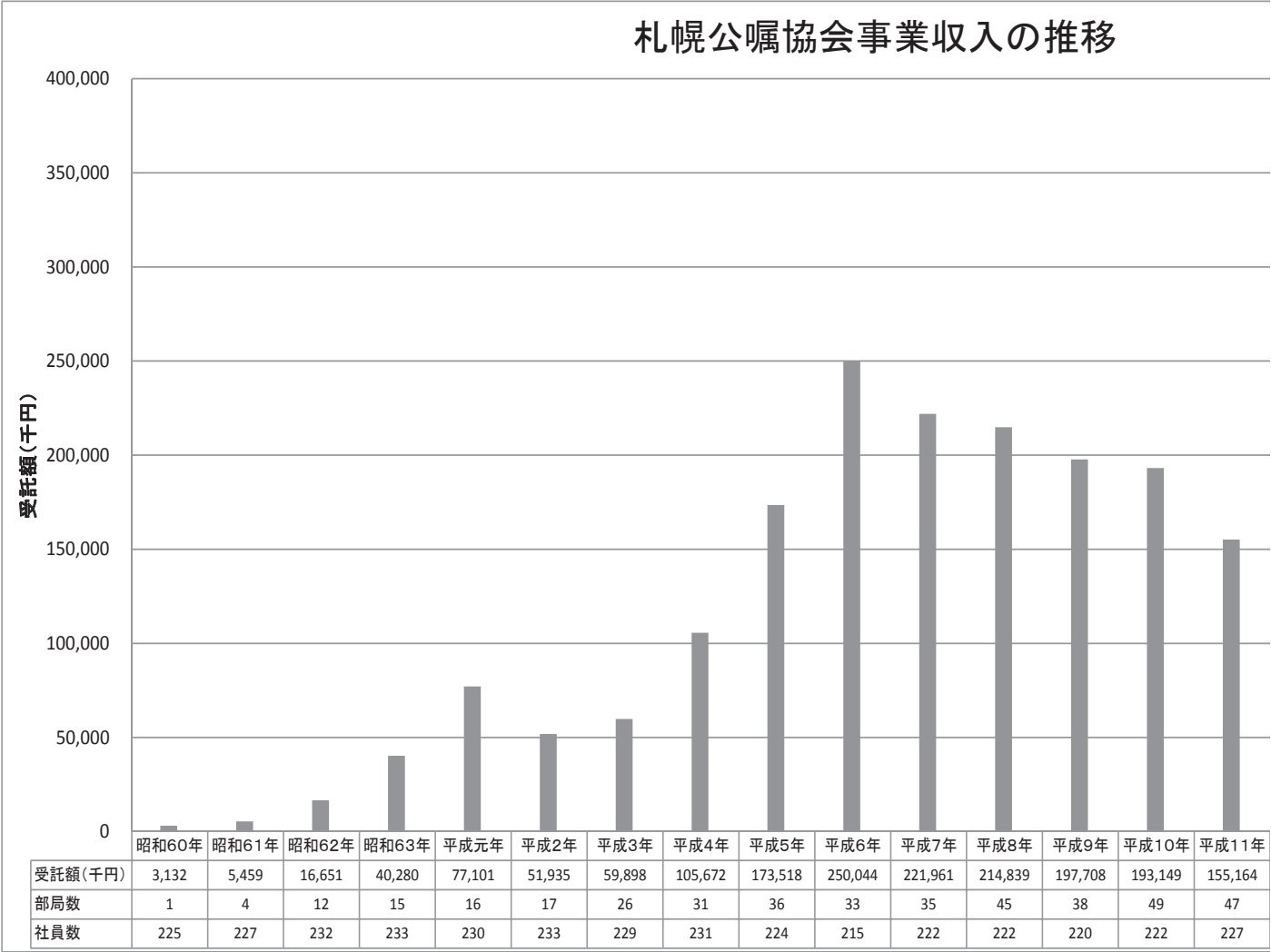
平成28年

2月 ほっかいどう地図・境界シンポジウム2016
協賛

5月 長谷川事務局長就任

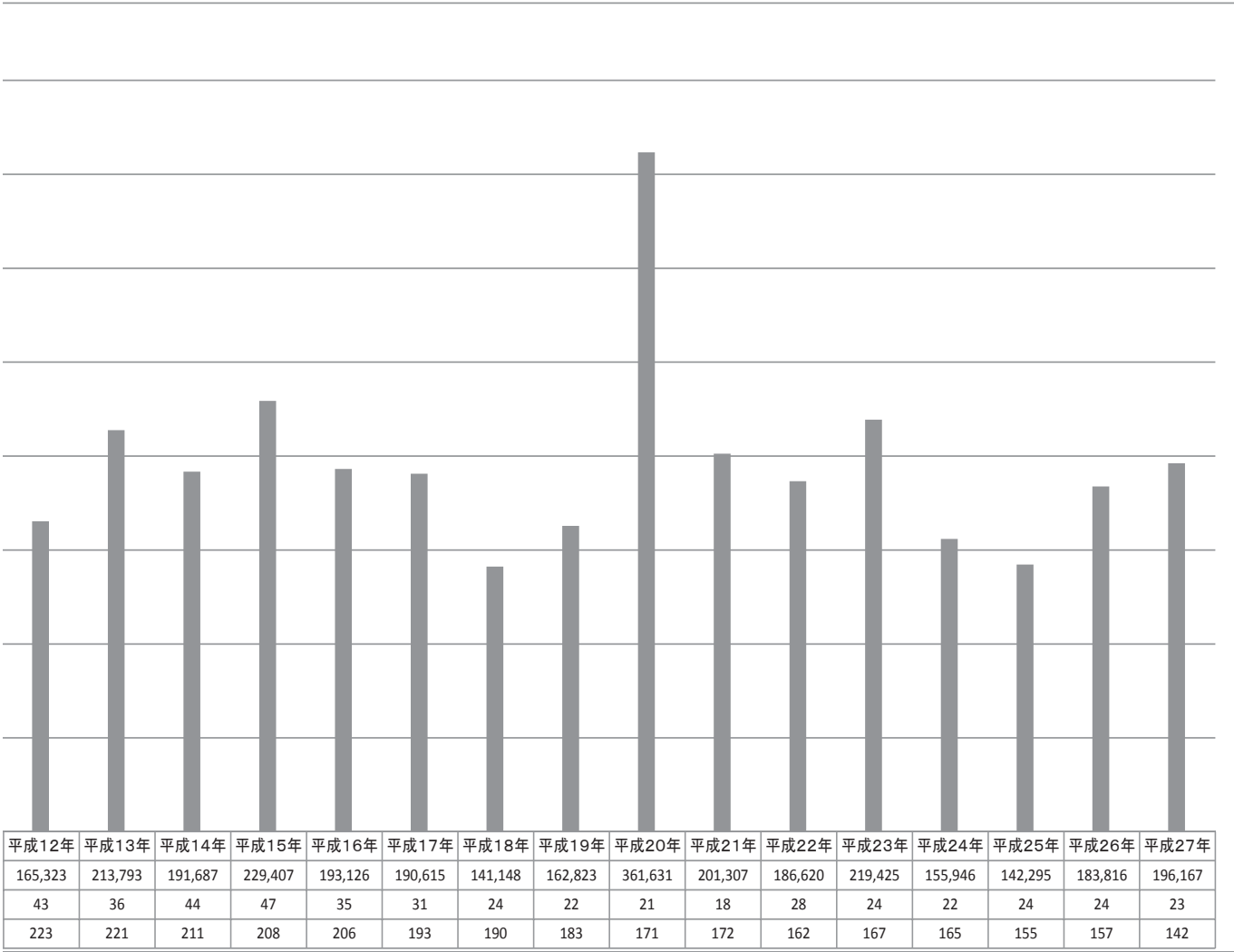
30周年記念式典・講演会・祝賀会

第31回定時総会（センチュリーロイヤルホテル）



歴代役員、事務職員

	昭和60年度	昭和62年度	昭和63年度	平成元年度	平成 5 年度	平成 7 年度	平成 9 年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
	昭和61年度			平成 4 年度	平成 6 年度	平成 8 年度					
理 事 長	村本好志	都松 明	都松 明	中屋敷繁実	中屋敷繁実	平岡信夫	平岡信夫	平岡信夫	平岡信夫	平岡信夫	小岩 圭
副理事長	都松 明	福井信和	福井信和	福井信和	福井信和	福井信和	福井信和	尾崎 博	八丁博成	尾崎 博	今 達夫
	福井信和		中屋敷繁実	平岡信夫	平岡信夫	八丁博成	八丁博成		尾崎 博		尾崎 博
専務理事											
常任理事	佐々木昇一	佐々木昇一	佐々木昇一	佐々木昇一	八丁博成	渡辺和一	渡辺和一	加藤渥人	渡辺和一	加藤渥人	加藤渥人
	中屋敷繁実	中屋敷繁実	八丁博成	八丁博成	臼田孝二	佐藤 功	尾崎 博	大西昭雄	牧野栄助	大西昭雄	加藤 隆
	八丁博成	八丁博成	平岡信夫	住吉謙介	尾崎 博	尾崎 博	杉谷禎亮	渡辺和一	加藤渥人	渡辺和一	楠 税
理 事	今 達夫	平岡信夫	志賀 正	志賀 正	渡辺和一	鈴木泰紘	牧野栄助	大田伸之	増田順造	増田順造	島口義昭
	志賀 正	田中 稔	本山有里	本山有里	本山有里	本山有里	本山有里	本山有里	本山有里	本山有里	田中 稔
	本山有里	本山有里	島口義昭	島口義昭	島口義昭	島口義昭	島口義昭	島口義昭	島口義昭	島口義昭	林崎弘吉
	萱場清彦	島口義昭	田中 稔	田中 稔	田中 稔	田中 稔	田中 稔	田中 稔	田中 稔	田中 稔	高橋泰一
	高橋泰一	志賀 正	高橋泰一	高橋泰一	高橋泰一	高橋泰一	高橋泰一	高橋泰一	高橋泰一	高橋泰一	大木靖行
		高橋泰一	鈴木泰紘	鈴木泰紘	鈴木泰紘	田島和夫	加藤渥人	加藤渥人	楠 税	楠 税	前田登輝夫
		鈴木泰紘	尾崎 博	尾崎 博	佐藤 功	増田順造	鈴木泰紘	増田順造	大西昭雄	池田吉和	福川英明
		尾崎 博			福田一紀		増田順造	楠 税	池田吉和	山崎清一	
										福川英明	
監 事	住吉謙介	住吉謙介	住吉謙介	佐藤 功	佐々木昇一	臼田孝二	臼田孝二	臼田孝二	福井信和	福井信和	清水基陽
	佐藤 功	佐藤 功	佐藤 功	助貞英一	助貞英一	今 達夫	今 達夫	今 達夫	清水基陽	清水基陽	渡辺和一
事務局長	中山義雄	中山義雄	森崎 明	森崎 明	塩崎雄三郎	塩崎雄三郎	塩崎雄三郎	塩崎雄三郎	塩崎雄三郎	塩崎雄三郎	吉水元男
事務局員				青砥明美	山崎明美	山崎明美	山崎明美	山崎明美	山崎明美	山崎明美	山崎明美
					片山浩子	皆川浩子	皆川浩子	皆川浩子	皆川浩子	皆川浩子	皆川浩子



平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成19年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成27年度	平成28年度
			平成18年度	平成20年度					平成26年度		

小岩圭 今達夫 尾崎博	小岩圭 今達夫 尾崎博	小岩圭 今達夫 尾崎博	小岩圭 楠税 前田登輝夫 加藤隆	楠税 前田登輝夫 加藤隆	楠税 前田登輝夫 加藤隆	楠税 前田登輝夫 加藤隆	前田登輝夫 阿部重雄 加藤隆	前田登輝夫 阿部重雄	前田登輝夫 阿部重雄 室田尚人	前田登輝夫 阿部重雄 阿部重義	前田登輝夫 阿部重雄 阿部重義
						阿部重雄	阿部重雄	室田尚人	室田尚人	和田正司	和田正司
加藤渥人	加藤渥人	加藤渥人	前田登輝夫	室田尚人	室田尚人	室田尚人	小林克倫	和田正司	和田正司	澤田芳孝	澤田芳孝
加藤隆	加藤隆	加藤隆	宮下孝之	宮下孝之	福川英明	福川英明	福川英明	福川英明	福川英明	澤田芳孝	仲村雅之
楠税	楠税	楠税	福川英明	福川英明	和田正司	和田正司	和田正司	小林克倫	小林克倫	小松孝行	山中正一
島口義昭	島口義昭	島口義昭	島口義昭	島口義昭	島口義昭	島口義昭	島口義昭	寺林正純	阿部和義	寺林正純	寺林正純
田中稔	田中稔	田中稔	田中稔	今川建児	室野和行	室野和行	室野和行	室野和行	澤田芳孝	室野和行	室野和行
林崎弘吉	林崎弘吉	林崎弘吉	林崎弘吉	小川勝広	小川勝広	小川勝広	鈴木英嗣	仲村雅之	鈴木英嗣	鈴木英嗣	鈴木英嗣
高橋泰一	高橋泰一	高橋泰一	菅原誠	菅原誠	桜井昭	桜井昭	桜井昭	鈴木英嗣	鈴木英嗣	岩崎哲	岩崎哲
大木靖行	大木靖行	大木靖行	大木靖行	大木靖行	小林克倫	小林克倫	仲村雅之	寺林正純	寺林正純	仲村雅之	室田尚人
前田登輝夫	前田登輝夫	前田登輝夫	澤田芳孝	澤田芳孝	澤田芳孝	澤田芳孝	澤田芳孝	室野和行	室野和行	浅野裕士	浅野裕士
福川英明	福川英明	福川英明	伊藤朝章	阿部和義	阿部和義	阿部和義	阿部和義	桜井昭	阿部和義	阿部和義	小林克倫
					今井俊次	今井俊次	今井俊次	今井俊次			嶋田智史
清水基陽 渡辺和一	清水基陽 渡辺和一	清水基陽 渡辺和一	尾崎博 岡村信明	尾崎博 岡村信明	尾崎博 松木昭	尾崎博 松木昭	尾崎博 松木昭	尾崎博 松木昭	岡村信明	岡村信明	住出勇治
									八木彩樹	八木彩樹	八木彩樹
吉水元男	吉水元男	田野喜代嗣	田野喜代嗣	田野喜代嗣	福岡薫	福岡薫	福岡薫	福岡薫	福岡薫	福岡薫	十川典子
山崎明美	片山睦	片山睦	片山睦	片山睦	片山睦	片山睦	片山睦	片山睦	片山睦	片山睦	浅谷川正彦
片山睦	越岡真由	越岡真由	越岡真由	越岡真由	越岡真由	越岡真由	越岡真由	越岡真由	越岡真由	越岡真由	南映理子

業務啓発活動官公署一覧

国 関 係

- ・札幌法務局
- ・札幌地方裁判所
- ・札幌高等検察庁
- ・札幌地方検察庁
- ・札幌防衛局
- ・北海道森林管理局
- ・北海道財務局
- ・北海道国税局
- ・北海道経済産業局
- ・北海道開発局開発監理部
- ・北海道開発局札幌開発建設部
- ・北海道開発局小樽開発建設部
- ・北海道開発局室蘭開発建設部

独立法人関係

- ・北海道大学

北海道道関係

- ・北海道農政部
- ・北海道建設部
- ・北海道経済部
- ・北海道総務部
- ・北海道水産林務部
- ・石狩振興局
- ・空知総合振興局
- ・後志総合振興局
- ・胆振総合振興局
- ・日高振興局
- ・空知総合振興局札幌建設管理部
- ・北海道土地開発公社
- ・北海道住宅供給公社
- ・北海道教育庁

札幌市関係

- ・札幌市土木部
- ・札幌市管理部
- ・札幌市用地部
- ・札幌市開発事業部
- ・札幌市市街地調整部
- ・札幌市下水道河川部
- ・札幌市下水道施設部
- ・札幌市教育委員会
- ・札幌市障がい保険福祉部

管内市町村関係

(石狩管内)

- ・江別市
- ・恵庭市
- ・千歳市
- ・北広島市
- ・当別町
- ・新篠津村

(後志管内)

- ・小樽市
- ・余市町
- ・古平町
- ・積丹町
- ・仁木町
- ・赤井川村
- ・倶知安町
- ・蘭越村
- ・ニセコ町
- ・京極町
- ・喜茂別町
- ・真狩村
- ・留寿都村
- ・岩内町
- ・共和町
- ・泊 村
- ・神恵内村

(空知管内)

- ・岩見沢市
- ・夕張市
- ・美瑛市
- ・三笠市
- ・滝川市
- ・砂川市
- ・歌志内市
- ・芦別市
- ・赤平市
- ・南幌町
- ・奈井江町
- ・上砂川町
- ・由仁町
- ・長沼町
- ・栗山町
- ・月形町
- ・浦臼町
- ・新十津川町
- ・雨竜町

(胆振管内)

- ・室蘭市
- ・苫小牧市
- ・登別市
- ・伊達市
- ・洞爺湖町
- ・豊浦町
- ・壮瞥町
- ・白老町
- ・厚真町
- ・むかわ町
- ・安平町

(日高管内)

- ・日高町
- ・平取町
- ・門別町
- ・新冠町
- ・新ひだか町
- ・浦河町
- ・様似町
- ・えりも町

(その他)

- ・恵庭土地改良区
- ・北海土地改良区
- ・篠津中央土地改良区

新たな公益社団法人へ

1. 公共嘱託登記に係る受託事業（法定事業）

協会は、官公庁の公益事業に伴う嘱託登記を、適正に全面的にご支援させていただきます。

業務処理の流れ

1 事前調査	関係官公署及び民有の資料図書等の調査・分析
2 筆界確認	官民・民民の境界立会協議・確定
3 測量	登記基準点測量、地積測量、分割測量、復元測量等、境界標設置
4 成果品作成	地積測量図、不動産登記規則第93条報告書、計算製図
5 登記申請	登記所に申請、登記完了証受領
6 成果品納入	納入図書等の最終検査、納品

2. 地図整備の促進等に係る事業（関連事業）

協会は、公共的な事業である地図作成作業を行う専門家集団として、地図作成作業によって、土地の位置や筆界が明確でない地域の地図整備をする事により、所有権の範囲を明確にし、不動産取引の安全を図るという点において、不特定多数の者の利益に貢献しています。

大都市型法14条地図整備作業
(札幌都心南3・4条地区)



3. 登記基準点設置事業（自主事業）

土地家屋調査士が登記手続きをする際に、一筆地の筆界に世界測地系による国家座標値を付与することを目的として設置する測量基準点を「登記基準点」といいます。

4. 登記の現状に関する情報提供事業（自主事業）



講演会『正確な地図づくりを考える』
(平成26年7月18日 札幌東急イン)



公嘱協会ホームページ



1. 協会は、表示に関する嘱託登記を受託処理できる唯一の土地家屋調査士団の法人です。
1. 協会は、不動産の調査、測量を行い現況の明確化に寄与し、嘱託登記を適正かつ迅速に処理します。
公共嘱託登記のご用命は、下記協会又は当会社員にご相談下さい。

○ 公益社団法人 札幌公共嘱託登記
土地家屋調査士協会

事務所（〒064-0804）札幌市中央区南4条西6丁目8番地 晴ればれビル8F
札幌土地家屋調査士会館内 電 話（011）232-5040
F A X（011）232-5044

○ 一般社団法人 函館公共嘱託登記
土地家屋調査士協会

事務所（〒040-0033）函館市千歳町21番13号
電 話（0138）26-5883
F A X（0138）26-5800

○ 公益社団法人 旭川公共嘱託登記
土地家屋調査士協会

事務所（〒070-0032）旭川市2条通17丁目左8号
旭川土地家屋調査士会内 電 話（0166）23-5066
F A X（0166）23-6116

○ 公益社団法人 釧路公共嘱託登記
土地家屋調査士協会

事務所（〒085-0833）釧路市宮本1丁目2番4号
釧路土地家屋調査士会内 電 話（0154）44-7772
F A X（0154）43-2045

北海道公共嘱託登記
土地家屋調査士協会連絡協議会(北公連)

事務所（〒064-0804）札幌市中央区南4条西6丁目8番地 晴ればれビル8F
札幌土地家屋調査士会館内 電 話（011）232-5040
F A X（011）232-5044



公益社団法人

札幌公共嘱託登記土地家屋調査士協会

〒064-0804 札幌市中央区南4条西6丁目8番地

晴ればれビル8F

T E L 011-232-5040

F A X 011-232-5044

E-mail : satu@koushoku.jp

URL: <http://www.koushoku.jp/>